

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成2年6月から同年9月までは19万円、2年10月及び同年11月は24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月1日から同年12月1日まで

私は、A株式会社に、B都道府県とC都道府県の兼任の支店長として勤務し、営業管理業務に従事していた。自分の標準報酬月額の記録が遡及して訂正処理されていたことについては、ねんきん特別便が届いて初めて知った。

申立期間の標準報酬月額を元の記録に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成2年6月から同年9月までは19万円、2年10月及び同年11月は24万円と記録されていたところ、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（2年12月1日）の後の同年12月4日付けで、同年6月1日に遡及して15万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人以外の10人についても、申立人と同日の同年12月4日付けで、遡及して標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年6月から同年9月までは19万円、2年10月及び同年11月は24万円に訂正することが必要である。

## 秋田厚生年金 事案 1163 (事案 21 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月10日から28年12月20日まで

前回、昭和25年1月20日から29年2月1日までの期間について、A株式会社において厚生年金保険に加入していたので、記録を訂正してほしいと申し立てたが、第三者委員会から年金記録の訂正は必要ないとの通知をもらった。

しかし、今回、父がB事業所で働いていたので、私も申立期間において、B事業所に勤務していたことを思い出した。事務所は無く、現場での作業であった。

給与は月に1回、現場において現金で7,000円から8,000円ぐらいもらい、その中から400円前後を貯蓄積立年金として控除されていたのを覚えている。それが厚生年金保険料であったのではないかと思うので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回、昭和25年1月20日から29年2月1日までの期間について、A株式会社における年金記録の訂正を求めて申立てを行っているが、i) 社会保険事務所(当時)の記録から、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、29年2月1日であり、当該期間において適用事業所とはなっていないことから、申立人は厚生年金保険の被保険者となることはできないこと、ii) 申立人は、A株式会社における当時の事業主、同僚として6人の氏名を記憶しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該6人とも、A株式会社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が、申立人と同様に29年2月1日であることが確認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年3月25日付で、年金記録の訂正は必要でない

する通知が行われている。

申立人は、今回、昭和25年1月10日から28年12月20日までの期間において勤務していたのは、B事業所であったとして再申立てを行っており、「毎月の給与から400円前後を貯蓄積立年金として控除されていた。」と主張しているところ、申立人は、当時の事業主及び同僚の氏名、業務内容について具体的に記憶していることから、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、B事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人が記憶する事業主、同事業所で勤務していたとする申立人の父親、及び申立人が記憶する同僚のうち個人が特定できた二人の計4人について、いずれも申立期間における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、上記の4人については、既に死亡していることから、B事業所における申立期間当時の厚生年金保険の取扱い、及び控除されていたとする貯蓄積立年金について聴取することができない。

さらに、B事業所の所在地を管轄する法務局に確認したものの、同事業所の法人登記は無く、申立人は、当時の勤務形態等について、「会社という感じではなかったかもしれない。事務所は無く、親方に集められて、現場へ行き工事をしていた。」と述べていることを踏まえると、同事業所は、個人経営の事業所であったと考えられ、厚生年金保険の強制適用事業所ではなかったものと推認できる。

加えて、申立人は、健康保険証についても、「受け取った記憶が無い。」と述べているほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。